

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 4143 事業名: 心配ごと相談事業
 細事業名: _____

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る
 基本施策: 4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する
 主な施策: (8) 安心と支え合いの仕組みづくり

所管部署名
 部局名: 福祉部
 課名: 社会福祉課

科目CD. 1030104 作成日 平成20年10月31日

事業分類: B:ソフト事業
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等

委託先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 (南丹市社会福祉協議会)

事業概要

◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)
 市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。

◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)
 各地域に相談場所を設け月1回相談事業を開催。
 その他、弁護士による法律相談を行う。

◆ 対象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)
 南丹市民

◆ 結果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)
 市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。

指 標		単 位	18実績	19実績	20予算	21計画
活 動 指 標	① 実施回数					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
			精 査 途 中			
対 象 指 標	① 相談者数					
	②					
	③					
			精 査 途 中			
成 果 指 標	① 相談者数 (前年度比)					
	②					
	③					
			精 査 途 中			

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)
 特になし

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況
 全国の市町村において、社会福祉協議会に委託して実施している。

決算(予算)額		(千円)	1,424	1,424	1,420	1,420
財 源 内 訳	使用料・手数料等	(千円)	0	0	0	0
	国・府支出金	(千円)	0	0	0	0
	地方債	(千円)	0	0	0	0
	一般財源	(千円)	1,424	1,424	1,420	1,420
職員従事時間		(人)		0.00		
人件費 ※		(千円)		0		
トータルコスト ※		(千円)		1,424		

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲 (民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか)
- 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
- 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明: 相談内容の守秘義務があるため。

- (2) 事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか)
- 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明: 生涯充実して暮らせるための事業である。

- (3) 対象の妥当性 (事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか)
- 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明: 生涯充実した生活を送るために、問題を解決する。

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明: 悩みごとや、心配ごとがある市民の利用増進

- (5) 施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明: 悩み事や、心配ごとのある市民の利用者が少ないと思われる。

- (6) 成果向上の余地 (施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか)
- 大きい 小さい 無い

説明:

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか)
- 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明: 相談内容等、守秘義務が第一であるため。

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

改革案 (いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)
- 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
- 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明: 悩みごとや、心配ごとがある市民の早期解決を図るため。

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)
- 削減の余地あり 削減の余地なし

説明: 相談員の研修費及び報償費であるため。

- (10) 受益者負担の適正 (社会状況等から受益者の負担は適正か)
- 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明: 心配ごとのある市民の利用促進を図るため負担は求められない。

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)
- 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
- 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明: 守秘義務等の問題があり、協働事業には不向き。

- (12) 協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)
- 余地あり 余地なし

説明: 守秘義務等の問題があり余地はない。

所 属 長 総 括 評 価

本事業については、市民の悩みごとや心配ごとの解消を図り、安心して生活することができるための事業で、相談員の資質向上を図りつつ継続すべき事業であると考え

※事務局使用欄

一次評価	継続 (現状維持)	市民の心配事が軽減されるよう、実施手法の見直しなどに勤めてもらいたい。
二次評価	要改善 (拡大)	社会状況の変動により、生活環境などが複雑、多様化する中で、悩みや不安を持つ方が増加傾向にあり、相談することで安堵感を得たりする方もあるが、法的な対応が必要な事項など、専門的な相談内容も増加している中で、重要な事業であると評価している。 今後は、各種の相談窓口、相談支援体制などについても、市全体で総合的に検証し、よりよい相談支援を進めていくべき必要があると考える。